

第三八回

参第一四号

日本電信電話公社法の一部を改正する法律（案）

日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十七条 第七十四条）」を「（第三十七条 第五十八条）」に、「（第七十五条・第七十六条）」を「（第五十九条・第六十条）」に、「（第七十七条・第七十八条）」を「（第六十一条・第六十二条）」に、「（第七十九条 第八十六条）」を「（第六十三条 第七十条）」に改める。

第十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、経営委員会が軽微と認めた事項については、この限りでない。

第十条第二項第一号を次のように改める。

一 事業計画、資金計画及び収支予算

第十条第二項第五号を第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 事業の管理及び業務の執行に関する規程

六 役員の給与、退職手当及び交際費（いかなる名目によるかを問わず、これに類するものを含む。）

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、委員のうち一人は、公衆電気通信事業に関しすぐれた経験と識見を有する者のうちから任命しなければならない。

第十六条を次のように改める。

（委員の報酬）

第十六条 委員は、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるほか、その勤務の日数に応じ相当の報酬を受けることができる。

第三十二条第五項中「第七十二条に規定する給与準則」を「公社の定める給与規程」に改める。

第四十条から第五十四条までを次のように改める。

（事業計画）

第四十条 公社は、毎事業年度の事業計画を作成し、これに当該事業年度の資金計画、収支予算その他事業計画の参考となる事項に関する書類を添え、郵政大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣が前項の事業計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の事業計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、公社の意見を徴するものとする。

4 第二項の規定により事業計画を国会に提出する場合には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

5 第一項に規定する事業計画並びに資金計画及び収支予算の形式及び内容は、政令で定める。

第四十一条 公社は、毎事業年度の事業計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の事業計画を作成し、郵政大臣の認可を受けてこれを実施することができる。

2 前項の規定による事業計画は、当該事業年度の事業計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による事業計画に基づいてした事業の実施は、当該事業年度の事業計画に基づいてしたものとみなす。

3 郵政大臣は、第一項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。

4 第一項に規定する事業計画には、当該事業計画に係る資金計画、収支予算その他事業計画の参考となる事項に関する書類を附するものとする。

5 第一項に規定する事業計画並びに前項に規定する資金計画及び収支予算の形式及び内容は、政令で定める。

第五十五条第一項中「議決を経た予算」を「承認を経た事業計画」に、「、大蔵大臣及び会計検査院」を「及び大蔵大臣」に改め、同条を第四十二条とする。

第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

（会計報告）

第四十三条 公社は、毎月の経営状況を明らかにするため資金状況報告書及び合計残高試算表を郵政大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する資金状況報告書及び合計残高試算表の形式及び内容並びに提出の手続は、省令で定める。

（業務報告書の提出）

第四十四条 公社は、毎事業年度の業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、郵政大臣に提出しなければならない。

2 郵政大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を附し、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 第一項に規定する業務報告書の形式及び内容は、政令で定める。

第五十八条に見出しとして「（貸借対照表等の提出）」を加え、同条を第四十五条とする。

第五十九条及び第六十条を削る。

第六十一条を第四十六条とする。

第六十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第八項中「第二項」を「第一項ただし書」に改め、同条第十五項中「、第二項及び第五項」を「及

び第四項」に改め、同条第三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第四十七条とする。

第六十三条を削る。

第六十四条を第四十八条とし、同条に次の一項を加える。

- 2 政府は、公社の電信事業につき適切な経営努力がなされたにもかかわらず経営上損失を生じたときは、公社に対し、毎年、予算の範囲内で、当該損失の額に相当する金額を貸し付けるものとする。

第六十五条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、第六十六条から第六十八条までを十六条ずつ繰り上げる。

第六十八条の二を第五十三条とし、第六十九条を第五十四条とし、第七十条を第五十五条とする。

第七十一条第四項中「及び会計検査院」を削り、同条を第五十六条とする。

第七十一条の二、第七十二条及び第七十三条を削る。

第七十三条の二を第五十七条とする。

第七十四条中「第六十二条第一項、第三項但書、第九項及び第十一項」を「第四十一条第一項の認可、第四十七条第一項、第二項ただし書、第八項及び第十項」に、「第六十六条」を「第五十条」に改め、同条を第五十八条とする。

第七十五条を第五十九条とし、第七十六条から第八十六条までを十六条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行し、第十二条第一項ただし書を加える改正規定は、昭和三十七年五月一日から施行する。
- 2 昭和三十七年度の事業計画の国会の承認その他この法律を施行するため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行なうことができる。
- 3 日本電信電話公社の昭和三十六年度の決算については、なお従前の例による。
- 4 日本電信電話公社の昭和三十六年度以前の電信事業の損失については、改正後の第四十九条第二項の規定は、適用しない。
- 5 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条第六号及び第二十九条第六号中「第七十条」を「第五十五条」に改める。
- 6 電話設備費負担臨時措置法（昭和三十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「第六十二条」を「第四十七条」に改める。
- 7 日本電信電話公社法施行法（昭和三十七年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。
第九条第四項中「予算」を「収支予算」に改める。
- 8 公衆電気通信法（昭和三十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「第六十七条」を「第五十一条」に改める。

- 9 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第六十二条」を「第四十七条」に改める。

- 10 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

本則中「第六十二条」を「第四十七条」に改める。

- 11 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第十条中「第六十二条」を「第四十七条」に改める。

理 由

日本電信電話公社の能率的経営を期するため、予算制度を改め、経営委員会を充実するとともに、その電信事業の損失について政府の適切な措置を認める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約百億円の見込みである。